

宿泊税特別徴収義務者の登録について

令和7年9月1日から宿泊税の制度を改正し、宿泊料金（5千円以上）から宿泊税が課税されます。

＜宿泊税「特別徴収義務者」登録の要否＞

1人1泊5千円以上の宿泊料金が発生する

YES

①登録手続き
をお願いします。

NO

②「届出書（宿泊税が発生しない施設）」
の提出をお願いします。

＜① 登録手続き＞

	申請書及び添付類	チェック
①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（1施設1枚）	☐
②	申請者の名称（氏名）、所在（住所）を証する書類 （法人の場合）登記事項証明書（個人の場合）住民票	☐
③	保健所の許可（届出）内容が確認できる書類 （旅館・ホテル、簡易宿所）旅館業営業許可証（特区民泊）特区民泊事業に係る認定書 （住宅宿泊）民泊制度運営システム画面のハードコピー等 届出番号を確認することが出来る書面	☐
④	宿泊の契約内容を確認することができる書面 （旅館・ホテル、簡易宿所）宿泊約款（特区民泊）賃貸借契約書（住宅宿泊）宿泊に関する契約書面 ※上記書面を未作成の場合、ホームページのキャンセルポリシー等を添付してください。	☐
⑤	宿泊料金を確認することができる書面 料金表、料金が記載されたホームページのハードコピー等	☐

※登録申請書と添付書類を「なにわ北府税事務所」あて送付してください

＜①-2 登録（申請書の提出）後の通知について＞

- ・宿泊税特別徴収義務者指定通知書
- ・宿泊税特別徴収義務者証
- ・宿泊税納入申告書、納付（納入）書を送付します。

※宿泊税の改正に伴い登録いただいた施設様については、宿泊税が改正されます令和7年9月までに送付する予定です。



©2014 大阪府もずやん

📞お問合せ先・申請書の送付先

大阪府なにわ北府税事務所 宿泊諸税課 宿泊税担当

受付：平日午前9時から午後5時45分まで

〒530-8502 大阪市北区西天満3丁目5番24号

TEL：06-6362-8611 FAX：06-6362-8645